

公 告

『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度（災害協定等の有無）」の項目で加算評価されます。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと「地域貢献度（災害協定に基づく活動実績の有無）」の項目に加算評価されます。

平成29年 8月 1日

国土交通省 関東地方整備局
千葉国道事務所長

八尾 光洋

記

1. 協定の概要

(1) 名 称 災害時における災害応急対策業務に関する協定

(2) 目 的 本協定は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所が管理又は工事中の施設等が地震・水害・雪害等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、又は発生の恐れがある場合において、災害応急対策及び除雪作業を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び作業員等について、双方がその確保及び出動の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 内 容 協定書(別添-1)(別添-2)及び協定区間図(別添図)は別添資料のとおり

(4) 期 間 平成29年10月1日から平成32年9月30日まで

2. 応募資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成29・30年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事又は造園工事のいずれかに認定されている者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けて

いること。)

- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 千葉県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。(経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が千葉県内であること。ただし、事務所所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。)
- (5) 平成14年4月1日以降に、千葉県内で元請けとして完成・引渡しが完了した道路の一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事又は造園工事のいずれかの施工実績を有すること。(経常建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。)
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

(1) 技術資料の作成は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 工事の施工実績	<ol style="list-style-type: none">① 平成14年4月1日以降に千葉県内で元請けとして完成・引渡しが完了した道路の一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事又は造園工事の施工実績のうち代表的なものを1件記載すること。 なお、可能な限り国土交通省発注工事(成績60点未満のものを除く)から選定すること。 また、経常建設共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が元請けとして①の施工実績を有すること。② 工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要を記載すること。③ 記載様式は様式-2とする。④ 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。 ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。この場合、記載する工事のCORINSの写しを提出すること。
2) 協定締結希望区間と希望理由	<ol style="list-style-type: none">① 協定締結の希望区間(希望順位をつけ3区間)を協定区間図(別添図)を参考に記載すること。② 代表参集場所の使用目的を記載すること。③ 代表参集場所から上記①までの移動距離を記載すること。④ 記載様式は様式-3とする。⑤ 上記の様式-3で記載した代表参集場所の所在地を平面図又は道路地図等に記載し提出すること。(別図参照) <p>※ 代表参集場所とは、自社、協力会社の本店、支店、営業所の勤務地又は、資材置場とする。なお恒常的に契約しているリース会社の建設機械又は資材保管場所等も含めてもよいものとする。 ただし、協力会社、リース会社の場合は契約書類等協力関係を</p>

	<p>証明する資料を添付すること。</p> <p>※ 代表参集場所は協定期間中継続的に確保できるものに限る。</p> <p>※ 代表参集場所が複数ある場合は、希望協定期間毎に、代表参集場所を1箇所定めること。</p> <p>※ 上記②の参集場所から希望区間までの移動距離は、公道を用いた最短距離を記入すること。</p>
--	---

記載事項	内容に関する留意事項
<p>3) 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況</p>	<p>① 他の公共機関との間において、当事務所と同様若しくは類似する災害協定又は契約の締結状況を記載すること。</p> <p>② 締結している場合(締結手続き中の者も含む)は、協定又は契約別、名称、機関名並びに有効期間を記載すること。 なお、複数締結している場合は、全てを記載すること。</p> <p>③ 他機関からの協力要請と重複した場合であっても千葉国道事務所に協力することができる理由を記載すること。また、協力要請が重複した場合の各機関への協力の優先順位を記載すること。</p> <p>④ 記載様式は様式-4とする。</p> <p>⑤ 記載した協定書又は契約書の写しを提出すること。</p>
<p>4) 協力要請時に提供可能な建設資機材の状況</p>	<p>① 協力要請時に提供可能なクレーン類、運搬車類、掘削機類、その他(排水ポンプ、除雪機械等)及び備蓄資材の保有状況を記載すること。</p> <p>② 記載内容は、建設資機材毎に名称、規格、数量、所有者(自社・リース会社を区別する)、保管場所を記入すること。</p> <p>③ 他機関からの協力要請と重複した場合であっても千葉国道事務所へ提供できる資機材を示すこと。</p> <p>④ 協力要請時に千葉国道事務所の災害応急対策業務に協力するための資機材を確保できる理由を記載すること。</p> <p>⑤ 記載様式は様式-5とする。</p> <p>⑥ 上記②の保管場所を表示した図面を提出すること。(別図参照)</p> <p>※ 別様式で提出する図面との兼用可とする。</p> <p>※ 保管場所及び建設資機材は、協定期間中に千葉国道事務所の災害応急対策業務に継続的に確保できるものに限る。</p>
<p>5) 協力要請時の人員配置及び参集場所の状況</p>	<p>① 協力要請時において動員可能な技術者(土木施工管理技士等の資格を保有し監督出来る者)、作業員、オペレータの人員及び参集時間並びに参集場所の状況を記入すること。</p> <p>② 人員は自社、協力会社に所属又は手配することが出来る人数とするが、協定期間中、協力要請時に千葉国道事務所の災害応急対策業務のために協力できる人数を記載すること。</p> <p>③ 上記②の人員のうち、他機関からの協力要請と重複した場合であっても千葉国道事務所に協力できる人員を示すこと。</p> <p>④ 平日及び夜間・休日において協力要請時に千葉国道事務所に協力するための人員を確保できる理由を記載すること。</p> <p>⑤ 記載様式は様式-6とする。</p> <p>⑥ 上記①の参集場所を表示した図面を提出すること。(別図参照)</p> <p>※ 参集場所は、自社又は協力会社の本店、支店、営業所等の勤務</p>

	<p>地及び、リース会社を含む建設機械又は資材の保管場所から選定すること。</p> <p>※ 人員は協定期間中に継続的に確保できるものに限る。</p> <p>※ 参集場所は協定期間中に継続的に確保できるものに限る。</p> <p>※ 担当工区の決定にあたり、代表箇所以外の参集場所も参考とするため、全ての参集場所を様式-6及び図面に記入すること。</p>
--	---

(2) 技術資料の提出

- ① 様式を千葉国道事務所ホームページ(※)からダウンロードにより、入手すること。
※千葉国道事務所ホームページアドレス: <http://www.ktr.mlit.go.jp/chiba/>
- ② 技術資料は次に記載する受付期間及び受付場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るもので受付期間の消印有効)すること。
 - ・受付期間:平成29年8月1日から平成29年9月1日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。
 - ・受付場所:関東地方整備局 千葉国道事務所 防災情報課(担当:伊藤)
〒263-0016 千葉県千葉市稲毛区天台 5-27-1
TEL 043-285-0343(防災情報課直通)
FAX 043-285-0346(防災情報課直通)
- ③ 提出資料は表紙(様式-1)を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。(頁の記載例:1/〇〇~〇〇/〇〇)
- ④ 提出資料と合わせて入力データを電子媒体(CD-R等)で提出すること。
なお、様式-1~様式-6については①でダウンロードしたデータ(エクセルファイル)とすること。図面等の添付資料はPDFファイルとすること。

4. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における審査事項及び選定の着目点は次のとおりとする。

審査項目	選定の着目点
1) 工事の施工実績	<ol style="list-style-type: none"> ① 平成14年4月1日以降に千葉県内で元請けとして完成・引渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事又は造園工事の施工実績の発注機関並びに施工規模を審査する。 ② 工事实績が無い場合は協定を締結しない。
2) 協定締結希望区間の希望理由	<ol style="list-style-type: none"> ① 協定締結希望区間の希望理由を審査する。 なお、協定を締結する担当区間は、希望理由のほか、他の技術審査項目の内容を勘案し決定する。 ② 参集場所から実施希望区間までの距離を審査する。
3) 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況	<ol style="list-style-type: none"> ① 協定又は契約の締結合計数と千葉国道事務所への協力の優先順位を審査する。 ② 他機関からの協力要請と重複した場合における千葉国道事務所に協力するための体制を審査する。

	③ 千葉国道事務所への協力の優先順位が低い場合には協定を締結しない場合がある。
--	---

審査項目	選定の着目点
4) 協力要請時に提供可能な建設資機材の状況	① 提供可能な建設資機材(自社、協力会社、建設機械においてはリース会社含む)について、各種機械類毎の合計台数、各種資材の数量、自社保有率を審査する。 ② 他機関からの協力要請が重複した場合であっても千葉国道事務所提供できる資機材の種類及び数量を審査する。 ③ 他機関からの協力要請と重複した場合における千葉国道事務所協力するための資機材提供の体制を審査する。 ④ 千葉国道事務所への資機材提供の優先の程度が低い場合には協定を締結しない場合がある。
5) 協力要請時の人員配置及び参集場所の状況	① 技術者、作業員、オペレーターの出動可能人員(自社、協力会社を含む)について、出動するために参集する人員数、技術者、作業員、オペレーターの構成、並びに自社比率を審査する。 ② 他機関からの協力要請と重複した場合における千葉国道事務所配置できる人員の構成及び人数を審査する。 ③ 他機関からの協力要請と重複した場合における千葉国道事務所協力するための動員体制を審査する。 ④ 千葉国道事務所への人員配置の優先の程度が低い場合には、協定を締結しない場合がある。

5. 協定締結に関する事項

(1) 協定締結者の選定方法

① 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に下記の技術審査の各項目を総合的に判断するものである。

なお、技術資料に欠落がある場合は選定の対象外とする。

また、他の公共機関と協定若しくは契約を締結している場合に、千葉国道事務所の災害応急対策業務への協力の優先の程度が低い場合には、協定を締結しない場合がある。

(技術審査項目)

- 1) 工事の施工実績
- 2) 協定締結希望区間の希望理由
- 3) 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況
- 4) 協力要請時に提供可能な建設資機材の状況
- 5) 協力要請時の人員配置及び参集場所の状況

② 協定を締結する担当区間は、技術審査項目2)の希望理由のほか、他の技術審査項目の内容を勘案し決定するものである。

なお、必ずしも希望区間に沿えない場合、複数区間を担当していただく場合、又は1つの区間に複数社が重複する場合もある。

また、必要により、協定の区間割りや区間延長を変更する場合もある。

なお、区間番号31については、首都直下地震(都区内で震度6弱以上の場合のみ出動)を想定した区間で、首都直下地震時以外での千葉国道事務所対象区間外となる。

区間番号31の希望者がいない場合は、区間番号25、区間番号29、区間番号30希望者が並列して担当いただく場合もあるのでご了承ください。

- ③ 提出した技術資料についてヒアリングを実施する場合もある。その際には、別途日時等について連絡を行うものとする。(平成29年9月上旬予定)

(2) 協定締結者への通知

- ① 「災害時における災害応急対策業務に関する協定」の選定者には、書面により千葉国道事務所長から通知する。
② 通知は、平成29年9月中旬頃、郵送にて発送予定である。

6. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨の通知とその理由(非選定理由)を書面により千葉国道事務所長から通知する。
(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日という。’)を含まない。’)以内に書面により、千葉国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
(3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
・受付窓口: 関東地方整備局 千葉国道事務所 防災情報課 (担当:伊藤)
〒263-0016 千葉県千葉市稲毛区天台 5-27-1
TEL 043-285-0343(防災情報課直通)
・受付時間: 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。
(4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
(5) (2)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。’)以内に書面により回答する。

7. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
(2) ヒアリングの低減に向け、技術資料は正確、丁寧にわかりやすく記載すること。
(3) 提出された技術資料は、協定締結者選定の目的以外で使用することはない。
(4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
(5) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
(6) 提出された技術資料は返却しない。
(7) 本送付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
(8) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提出状況、資料の内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。
・問い合わせ先: 関東地方整備局 千葉国道事務所 防災情報課 (担当:伊藤)
〒263-0016 千葉県千葉市稲毛区天台 5-27-1
TEL 043-285-0343(防災情報課直通)

2. その他

当事務所は、首都直下地震が発生した場合、国道357号と他高速道路等を利用した東方向から都心に向けたルートを、まずは通行可能かのパトロール、次に通行を可能にする、道路啓開を実施する責任事務所となっている。

協定を希望する者は、千葉県内の当該事務所管内はもとより、首都直下地震時には都内に向けた対応をお願いすることになるため、ご理解の上、技術資料の提出をお願いする。